# 事務所ニュース

発行人
社会保険労務士法人
ふくる
発行編集責任者
高橋寿夫

## 健康保険被保険者証は１２月から廃止
## 以後はマイナカード又は資格確認書を使用
持っている保険証は１年間は有効

### 現行の保険証発行は十一月二十九日終了

政府は令和6年12月2日からは保険証の新規発行を廃止することに正式に決定しました。

これにより現行の保険証の発行は、保険者（協会けんぽ）にて11月29日に事務処理が終了した者までとなりました。

また、現在持っている被保険者証は、途中で資格喪失のない限り、令和7年12月1日までの1年間は有効とされました。

### 保険証所持者には有効期間中に「資格確認書」交付

現行の保険証が交付されており、マイナカードを持っていない者または持っていても情報未登録者に対しては、廃止後は申請がなくても現行の保険証と同様で記載内容がほぼ同じであるプラスチックカード型の「資格確認書」が有効期限内に交付されます。

マイナカードへの情報登録の有無は保険者にて把握可能なものとなっています。

### 十二月以後の資格取得手続き

被保険者資格取得届の様式が変わり、その様式に新たに「資格確認書」交付の要否欄が加わりました。

今後は従業員を採用した際、資格確認書交付の要否の確認が必要となります。被扶養者についても同様です。

### 医療機関での受診

情報登録済みのマイナカードがある場合は受付窓口に設置されているカードリーダーにて読み取らせます。それ以外の場合は、「資格確認書」を窓口に提示します。

カードリーダーのない医療機関にて情報登録済みのマイナカードにて受診する場合は、マイナカードと既に送付されている紙製カード型の「資格情報のお知らせ」の双方を提示します。

### 現行の保険証を有効期間中に紛失・毀損した場合

現行の保険証の再交付は「資格確認書」となります。

- マイナカードに登録がある場合
  資格確認書の要否欄のいづれかを選択。登録済み者が資格確認書の交付を受けてもかまいません。
- それ以外の場合
  要否欄の要を選択。

### マイナカードでの受診の場合は医療機関にて診療暦の把握が可能

一見すると現行の保険証が資格確認書に切り替わっただけではないのかと思われますが、違いはあります。本人が登録に同意した情報の内容にもよりますが、その違いはマイナカードでの受診の場合は、他の医療機関をも含めての過去の診療歴や投薬暦及び健診暦が医療機関にて把握できることにあります。これにより例えば「高額療養費限度額適用認定証」の交付申請は不要となります。

### マイナカードへの登録の意味
### 記号・番号は残る

マイナカードに医療情報を登録するということは、マイナカードのICチップに自分の記号番号や受診歴等が書き込まれることではありません。それらが保存されているサーバーにオンラインでアクセスすることを許可する、ということが書き込まれるものです。

また、国民全員が登録をしたとしても、記号番号が無くなるものでもありません。国民全員に一律の方法とは異なり、国内には独自運営の保険者が多数あり、社保には加入要件があり、会社負担があり、さらには保険料納付（還付）義務が会社にあるためです。

**令和６年７月　マイナ保険証使用状況**

全体ではマイナ保険証の使用率は、11.13%になっています。

| | 合計(千人) | マイナ使用数と(%) | | 保険証使用数と(%) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 病院 | 12,067 | 2,523 | 20.91 | 9.544 | 79.09 |
| 医科診療所 | 86,122 | 7,898 | 9.17 | 78.223 | 90.83 |
| 歯科診療所 | 14,187 | 2,261 | 15.94 | 11.927 | 84.07 |
| 薬局 | 92,599 | 10,125 | 10.93 | 82.474 | 89.07 |
| 総計 | 204,975 | 22,807 | 11.13 | 182.168 | 88.87 |

資料出所：厚労省ホームページ